

＜プロパティ使用承認申請の手順・有償使用申請の場合＞

大阪マラソンライセンス事務局に
問い合わせ

必要書類の提出

(事務窓口:ライセンス事務局)

＜ご提出頂く書類＞

- 「プロパティ商品化権使用承認申請書」
- 「デザインシート」(プロパティの使用形態および企画内容がわかるもの)
- 企業・団体等の概要書
- 直近2年間の決算書(もしくはそれに類する決算内容がわかるもの)
- PL保険加入証の写し

＜使用承認審査(有償使用)＞

大阪マラソン組織委員会事務局

* 不承認の場合は、「『大阪マラソン』プロパティ有償使用不承認通知書」を交付。

「『大阪マラソン』マーク等使用権
再許諾契約書」の締結

「『大阪マラソン』」マーク等使用権再許諾
契約書」の締結をもって、当該企業・団体
等は正式にサブライセンシーとして認定。

ライセンス使用料の支払い

「『大阪マラソン』」マーク等使用権再許諾
契約書」に記載する使用料を契約締結後
2週間以内に所定の口座に振り込み。

ライセンスマークの使用開始

ライセンス使用料の入金を確認後、承認
された商品および景品の数量と同数の
証ライセンスマークの印刷・印字使用

「プロパティマニュアル」を交付

《デザイン案確認》デザインシートを提出

修正を求められた場合は、
修正後のデザインを再度提出。

試作品を提出

＜試作品確認(環境配慮面等のチェックを含む)＞

試作品の修正を求められた場合は、
修正後の試作品を再度提出。

品質検査結果のコピーを提出

＜品質検査確認＞

品質検査結果に問題があると認め
られた場合、企画仕様を修正後、
再検査の上、再検査結果のコピー
を再度提出。

完成見本を提出＜完成品確認＞

修正を求められた場合は、
修正後の完成品を再度提出。

使用開始